

様式第 4 号

平成 26 年度 第 1 回  
桐生市公共工事等入札監視委員会審議概要

開催期日	平成 26 年 6 月 24 日(火)
開催場所	市役所 6 階 605 会議室
出席委員	委員 長 白田 佳充 (弁護士) 委員 長代理 清水 義彦 (大学教授) 委員 大島 千賀子 (税理士)
市側出席者	総務部長、契約検査課長、市民生活部長、水道局長 他約 20 名
	<p>今回の会議においては、次の事項について審議等が行われた。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 抽出結果の報告 今回の抽出当番委員である白田委員長から次のとおり抽出結果の報告が行われた。 (抽出結果報告) (1) 平成 25 年度下半期に発注した工事 162 件、測量・コンサルタント等の委託 5 件の中から 8 件を抽出し、審議の優先順位を付した。今回は、内容や担当課に偏りなく無作為に抽出した。</li><li>2. 抽出事案の審議 審議概要は、下記のとおり。</li><li>3. 次回の委員会の抽出委員について 次期委員が決定後に調整することとなった。</li><li>4. その他 (1) 次回会議は、平成 26 年 12 月を予定し、次期委員が決定後に調整することとなった。</li></ol>

委員	事務局
<p>1. 指名競争入札</p> <p>回転式破砕機用高圧電動機修繕</p> <p>機械器具設置工事&lt;担当 清掃センター&gt;</p> <p>&lt;工事概要&gt;</p> <p>本修繕では、粗大ごみ処理施設において、破砕処理の基幹的設備にあたる回転式破砕機の高圧電動機のオーバーホールを行いました。作業の内容としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現場から電動機を搬出し工場へ運搬</li> <li>・工場持ち込みによる電動機点検整備（軸受交換、内部の洗浄、ワニス処理）</li> <li>・点検整備後、搬入及び据付を実施し試運転調整</li> </ul> <p>を行いました。</p> <p>電動機本体の仕様は、電源が 6600V、容量が 300kW、低格電流 34A、6 極、重量 4000kg、奥行 2.6m、幅 1.59m、高さ 1.490m と大型のモーターとなっております。</p> <p>本修繕対象機器は、メーカー推奨としては 10 年以上経過したものは軸受け交換や固定子コイルのワニス処理を推奨されておりますが、既に建設当初から 17 年が経過しており偶発的な故障の発生する危険性が高い状態です。毎年、プラントメーカーの行う年次点検において、振動測定や内部の確認を行っていましたが、小さな異音が確認されたことから今回の実施を計画いたしました。</p> <p>○図面について説明してほしい。</p> <p>○今後もプラントメーカーが年次点検をしてゆくのか。</p>	<p>●1 枚目が清掃センター全景図で、2 枚目の横断図中、赤色部分が修繕対象です。3 枚目は施行状況の写真です。</p> <p>●はい。</p>

<p>○10年以上経過しているというが、今回のようなオーバーホールは初めて行うのか。</p> <p>○年次点検と修繕の関係を尋ねたいのだが、修繕業者に年次点検も依頼する方法は取れるか。</p> <p>○この工事は、設計金額から見て5者以上の指名が必要となる場所、指名業者数を3者としている。その根拠や手続はどのようなものか。</p> <p>○従来随意契約により実施していたときよりも、予定価格を低くすることができたのか。例えば、遠くの工場へ搬送する費用や、プラントメーカーを通じて下請に発注する費用などが削減できたか。</p> <p>2. 随意契約（1者随契）  後退用地整備第20号工事  土木工事&lt;担当 建築指導課&gt;  &lt;工事概要&gt;  施工延長 L = 24.7m  L型側溝工 L = 27.1m  L型雨水柵工 3箇所  舗装工 A = 56.6㎡  ※ L = 延長 A = 面積</p>	<p>●はい。</p> <p>●粗大ごみ処理施設全体の点検は、プラントメーカーが期間を決めて実施しているため、破砕機の点検もその中で一括発注してゆきたいと考えています。</p> <p>●4トンの大型電動機を搬出し、工場でオーバーホールするのが修繕の内容ですが、この作業を実施できる業者が市内では3者のみとなります。このため、指名選考委員会に諮問し、承認を受けて3者の指名としたものです。その際、桐生市建設工事等請負業者選定要綱第10条ただし書きにより、特殊な工法及び技術を要する工事の場合等の特別な理由がある場合には選定業者数の増減を行うことができるものと規定されていることを根拠としました。</p> <p>●プラントメーカーからは施設全体の一括整備の見積を取っていますが、運搬コスト等が高額となり、市内業者の見積の方が安価であったため、コスト削減効果はあったと考えられます。</p>
---	--

<p>○側溝等を作るため、既存の宅地の外壁等を後退させて、宅地内の工事を請け負っていた業者に発注したのか。</p> <p>○元々工事をしている業者がいる場合は、その業者に発注することが多いのか。</p> <p>○今回は、スムーズに施工するため、この業者に発注したのか。</p> <p>○そのような事情がない場合でも1者随契とするのか。</p> <p>○事情は理解できるが、1者随契とすることを一般化するのは妥当ではない。予定価格の制約があれば、直ちに価格が高くなるわけではないが、入札とすべきものを入札としない方法が適切といえるか疑問である。</p> <p>○既に民地の工事を請け負っているという、工事現場での私的な関係を理由として、公共工事を1者随契とする例は過去にもあるのか。</p> <p>○行政をスムーズにするためには、この工事のような方法もやむを得ないといえるか審議したい。</p>	<p>●はい。地権者の要望を受け、民地内の建物の工事を請け負っていた業者に発注したものです。</p> <p>●そうとは限りません。</p> <p>●今回は、早期に発注できたため、外構工事が施工途中でした。このため、地権者から同じ業者が施工する方が安心できるとの要望がありました。一般的に、2項道路の後退用地整備は、建築が完成してから期間が空くこととなりますが、今回はたまたま工事が重なることとなりました。</p> <p>●いいえ、桐生市建設工事等請負業者選定要綱に基づき、設計金額に応じて入札を行うこととなります。</p> <p>●1者随契の場合、予定価格を事前公表せずに、3回を限度として、予定価格に達するまで見積を行います。予定価格に達しない場合は、別の業者に依頼することとなります。</p> <p>●平成24年度の入札監視委員会で、同様の工事が審議されました。寄付していただいた市民からの要望により1者随契とすることはありますが、基本的には、桐生市建設工事等請負業者選定要綱に基づき、指名競争入札としています。</p>
--	--

○予定価格を公表せずに、1回の見積りで決定したということは、価格設定は適切であったと考えられる。本来、指名競争入札とするのが基本であるが、定まった期間内に現場で工事を進めるためには、ある程度幅を持って考える必要もあると思われる。今回は、タイミングよく民地内の工事と並行して施工できたことと、寄付をして下さった市民の意向に反するのも難しいことから、やや原則を外れるが、余裕を持った考え方をしないと、現実的ではないように思われる。

○この工事は指名選考委員会に諮問したのか。

○この委員会の審議内容が一般公開されたときに、疑問を持たれるのではないか。一定の条件をつけるなど、1者随契とする明確な理由が必要である。入札という制度がありながら、1者随契とすることが認められるのはどのような場合なのか、手続的な部分も含めて内規を定めるなど検討してほしい。

○現場の安全管理上の問題を考えると、一定の条件の下で、例外とする必要も出てくると思われる。

○金額の要件はわかるが、それだけで1者随契にしてよいとは言えないので、内規を定めておくべきである。

### 3. 指名競争入札

流関 下水道管渠築造工事

土木工事<担当 都市計画課>

<工事概要>

●いいえ。130万円以下の工事は諮問しなくともよいこととされています。

●地方自治法施行令の定めにより、130万円以下の工事は随意契約とすることができますが、入札とするのが原則であり、1者随契は例外的なことであると考えています。

<p>本件につきましては、桐生市における住宅対策の一環として、住宅不足の解消と人口流出防止を図るため、川内町一丁目市営住宅団地跡地を造成し、良好な居住環境の宅地として整備するものです。</p> <p>φ 200 mm管布設工 L = 157.0 m マンホール設置工 5箇所 汚水柵設置工 6箇所 付帯工 1式 ※ φ = 口径 L = 延長</p> <p>○土木 B 等級に該当する業者は全部で何者あるのか。</p> <p>○そのうちの 11 者を市が選定したのか、それとも業者が応募してきたのか。</p> <p>○25 者のうち、この 11 者を選定した基準は。</p> <p>○落札率が低くなっているが、落札業者のみが低い価格となっているのはどうしてか。</p> <p>○落札業者と他の業者の価格差が大きい、赤字となるような価格ではないか。</p> <p>○工事の内容については、市で責任を持って監督するのか。</p> <p>○工事をするにあたって、文化財調査はよく行うことなのか。</p> <p>4. 条件付き一般競争入札 橋梁長寿命化修繕事業 橋梁補修工事</p>	<p>●25 者あります。</p> <p>●指名選考委員会の審議を経て、市で選定しました。</p> <p>●25 者のうち、主に土木工事を請け負っている業者として、水道業者を除く 11 者を選定しました。</p> <p>●手持ち工事が少ないことから、どうしても落札しなかったものと考えられます。</p> <p>●最低制限価格での入札ではなく、赤字のない範囲で、従業員を遊ばせないよう努力したものと考えられます。</p> <p>●はい。</p> <p>●事業者が文化財調査をすることになっています。</p>
---	--

<p>土木工事&lt;担当 土木課&gt; &lt;工事概要&gt; 本箇所につきましては、桐生市橋梁長寿命化修繕計画に基づき、桐生大橋左岸取付橋及び相川橋の橋梁補修工事を施工するものです。 桐生大橋左岸取付橋 伸縮装置取替工(車道部)12箇所、(歩道部)12箇所、枠組足場工 A=243.3 m<sup>2</sup> 相川橋 伸縮装置取替工(車道部)5箇所 ※ A=面積</p> <p>○契約変更は、工事の内容ではなく工期の変更によるものか。</p> <p>○学校側と協議する中で不測の日数を要したとあるが。</p> <p>○安全への配慮などについて協議したのか。</p> <p>○そうしたことは事前にわからないか。</p> <p>○現場では様々な失敗が起こりうるので、そうした事態を予防するため、学校周辺のように配慮が必要となる工事では、その情報を部署を超えて共有しておくべきである。</p> <p>○この工事は補正予算による事業か。</p> <p>5. 随意契約（1者随契）</p>	<p>●はい。</p> <p>●学校側で検討する時間が必要であったため、協議に時間を要しました。</p> <p>●工事場所が通学路となっていますので、通学時間を避け、学生の駐輪場に配慮するよう要望がありました。</p> <p>●設計が年末になり、年度内に竣工させるには発注時期が遅かったことから、工事に遅れが生じました。</p> <p>●平成 23 年度に長寿命化計画を作成し、平成 25 年度に委託設計と併せて事業化したものです。</p>
---	--

<p>桐生市市営住宅織姫団地エレベーター改修 工事 機械器具設置工事&lt;担当 建築住宅課&gt; &lt;工事概要&gt; エレベーター改修 2基</p> <p>○1者随契とした手続や決定過程を教えてください。</p> <p>○課内だけで決定するのではなく、第三者的な立場で検討されているのであれば問題ないだろう。</p> <p>6. 指名競争入札 桐生市立中央中学校 屋外プール改築 建築 主体工事 建築工事&lt;担当 建築住宅課&gt; &lt;工事概要&gt; 屋外プール及びプールハウスの改築 屋外プール FRP製 25m×13m 水深 1.35m 腰洗い槽、シャワー、洗眼手洗い プールハウス RC造平屋建 延床面積 118.2㎡</p> <p>○早期の入札が必要とのことだが、条件付き一般競争入札ではできないのか。</p> <p>○指名競争入札にすることで、市内業者に請け負わせようとする意図があるのか。</p> <p>○指名競争入札と条件付き一般競争入札で</p>	<p>●見積を取って設計したうえで、指名選考委員会の審議を経て決定しました。</p> <p>●条件付き一般競争入札では、指名競争入札と比べ、契約までにかかる期間が長くなります。設計が完了してから契約までの期間を短縮し、工期を確保するため、指名競争入札としました。</p> <p>●条件付き一般競争入札の場合でも、市内に本社がある A ランク業者であることが条件となります。</p> <p>●10日から2週間程度の差となります。</p>
--	---

<p>は、どのくらい期間に差が出るのか。</p> <p>○それほど短縮されないように思われるが。</p> <p>○工期の延長はなかったのか。</p> <p>○早期に入札ができたので工期内に竣工できたのだと考えられる。</p> <p>7. 条件付き一般競争入札 桐生市立相生小学校プール改修工事 建築工事&lt;担当 建築住宅課&gt; &lt;工事概要&gt; 大プール (525 m<sup>2</sup>)、小プール (196 m<sup>2</sup>)、シャワー場・腰洗槽の補修及び塗装工事 一式</p> <p>○契約変更の理由として、現場精査に基づく設計数量の変更とあるが、事前に精査できなかったのか。</p> <p>○応札がなかったのはどうしてか。</p> <p>○中止した後、改めて指名競争入札とした際、予定価格が下がったのか。</p> <p>8. 指名競争入札 合流改善 増補管渠築造工事 土木工事&lt;担当 下水道課&gt; &lt;工事概要&gt; φ400mm管布設工 L=114.0m</p>	<p>●現場としては少しでも短縮したいと考えています。</p> <p>●はい。</p> <p>●ひび割れが当初の見込みより多く、事前に調査していましたが、全て発見するのが難しかったと考えています。</p> <p>●この入札の参加条件は建築 B 等級であることでしたが、大工・土木工事を得意とする業者が多く、クラック補修等とは分野が異なります。また、舗装工事が多い時期に重なり、震災復興や経済政策の影響もあって、資材や人材が不足したと考えられます。</p> <p>●設計の見直しを行った結果、予定価格が下がりました。</p>
---	---

マンホール設置工 6箇所

付帯工 1式

※  $\phi$  = 口径、L = 延長

○辞退した業者が多いのはどうしてか。

●辞退理由として、現場代理人がない等、  
人員不足を挙げた業者が多くなっています。